

## 第3期 東京都男女平等参画審議会

### 第5回総会 議事録

#### 1 日 時

平成18年10月24日(火) 午後6時から7時10分まで

#### 2 場 所

都庁第一本庁舎33階 特別会議室S6

#### 3 会議次第

- (1) 新任委員の紹介
- (2) 中間のまとめ(案)について
- (3) その他

#### 4 出席委員(50音順)

鮎川一信委員、荒木葉子委員、有手勉委員(会長代理)、古賀俊昭委員、後藤憲子委員、  
庄司洋子委員、中山弘子委員、野上純子委員、馬場裕子委員、福沢恵子委員、  
福原義春会長、藤井静男委員、宮本みち子委員、山田昌弘委員、芳野友子委員、  
脇坂明委員、渡辺幸子委員

#### 5 配布資料

中間のまとめ(案)

## 6 議事録

午後6時00分開会

産形参事 お待たせいたしました。本日は、お忙しい中、また夜間にもかかわらず、ご出席くださりましてありがとうございます。

それでは、時間となりましたので、これより東京都男女平等参画審議会第5回総会を開催させていただきます。

議事に入ります前に、本日の出席状況についてご報告いたします。ご出席予定の委員の方は17名でございまして、現在13名の方が出席されております。東京都男女平等参画審議会運営要綱第5に定める総会の開会に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

はじめに、都議会推薦の委員の交代がございましたので、新たに就任いただきました委員をご紹介します。お手元の東京都男女平等参画審議会委員名簿をご覧ください。古賀俊昭委員でございます。

古賀委員 古賀でございます。よろしくお願いいたします。

産形参事 本日はご欠席でございますけれども、近藤やよい委員でございます。ご紹介は以上でございます。

それでは、進行は福原会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

福原会長 それでは、皆様、夜遅くでございますが、ご苦労さまでございます。ただいまから第5回の総会を開かせていただきたいと思います。

議事に入ります前に、新しい委員の方がいらっしゃいますので、審議会の運営等につきまして再度ご確認をさせていただきたいと思っております。

この審議会の公開についてでございますが、この審議会は運営要綱第10によりまして、「公開で行うものとする」と定められております。ただし、審議会の決定により、一部非公開の取り扱いとすることができますが、これまでどおり公開で進めさせていただきたいと存じます。

それから、発言時間でございますが、多くの委員の方々にご発言の機会を提供するために、この審議会での発言時間はおひとり1回につき3分以内とさせていただいております。

皆様の貴重な時間を使っての会議でありますから、ご協力をお願いいたします。3分経過いたしますとベルを鳴らすこととなりますが、今までほとんどございませんので、どうぞご協力をいただきたいと思います。

それから、議事録の取り扱いでございますが、これについて事務局から説明をいたします。

産形参事 議事録は、全文、氏名入りでホームページ及び都民情報ルームで公表しております。議事録の作成方法ですが、事務局で議事録案を作成し、発言者の皆様にご確認いただいた後、最終的な確認は会長にご一任いただいております。なお、個人情報に関わる事項等があった場合については、発言者及び会長とご相談させていただいております。

以上でございます。

福原会長 それでは、まず本日の議事の進め方についてご説明をいたします。

本日は、この審議会として、知事から諮問されました「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」の中間まとめ（案）につきまして、ご審議とご確認をいただきたいと思います。そして、決定の上、報告書を提出するという段取りになります。その後、最終答申に向けてご意見をいただく時間を設けております。新しくご就任をいただいた古賀委員にも、その際、冒頭でご挨拶をいただきたいと思います。皆様、議事の進行にご協力をお願いいたします次第でございます。

早速でございますが、議事に入らせていただきます。会議次第3の「『中間のまとめ（案）』について」でございます。起草委員の皆様には、この中間まとめ（案）の取りまとめに当たりまして大変なご尽力をいただきました。この場を借りて厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

はじめに、この中間のまとめ（案）に至るまでの経過につきまして、事務局から報告をいたします。

産形参事 資料2でございますけれども、中間まとめ（案）の59ページをご覧ください。

5月15日の第1回総会におきまして、諮問の後、東京の男女平等参画の現状などについて意見交換を行いました。6月22日の第2回総会では、現行動計画策定以降の都・国の動きを踏まえた検討、少子・高齢化の現状分析を行い、7月11日の第3回総会では、少子・高齢化の視点を踏まえた検討及び中間のまとめ構成（案）についての検討を行いまして、機動的な運営を図るために起草委員会を設置いたしました。起草委員会を3回開催し、こ

れまでの総会での各委員、皆様のご意見をもとに起草をいたしました。起草委員会の場だけでなく、メール・ファクシミリの交換なども含めまして、ご尽力いただき、中間のまとめ（案）を作成いたしました。9月15日の第4回総会では、この中間のまとめ（案）について検討し、委員の皆様から幅広くご意見が交わされました。その後、第4回総会での皆様のご意見などをもとに、起草委員会で中間のまとめ（案）の検討・修正を行い、おまとめいただきましたのがお手元にご 있습니다 中間のまとめ（案）でございます。

以上でございます。

福原会長 ありがとうございます。委員の皆様、有手起草委員長をはじめとして、大沢委員、武石委員、福沢委員、そして脇坂委員の皆さんに起草をお願いしたわけですが、短期間に大変無理なお願いをいたしました。それにもかかわらず惜しみないご協力をいただきまして、改めて感謝とお礼を申し上げたいと存じます。

それでは、中間のまとめ（案）の審議に入りますが、まず前回の第4回総会でのご意見を踏まえた中間のまとめ（案）の検討状況につきまして、有手起草委員長からご説明をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いたします。

有手会長代理 有手でございます。9月15日の第4回総会では、中間のまとめ（案）につきまして熱心にご議論いただきましてありがとうございます。

委員の皆様からいただきましたご意見をもとに、起草委員の皆様のお知恵を借りながら精一杯検討させていただき、取りまとめましたのが、この中間のまとめ（案）でございます。幅広い視点からご意見をいただきましたが、とりわけパート・派遣労働の取扱いにつきましては、多くのご意見をいただきました。そこで、パート・派遣など正社員以外の労働者についてのマイナスのイメージ付けをしないように配慮するとともに、現状ではパート・派遣労働者には女性が多いこと、社会保障制度の問題があること、若年者を中心に正社員以外の労働者が増えていること、などを踏まえまして、女性のみならず、男女がともに多様な働き方ができるような記述を心がけました。多様な働き方のための雇用環境整備は、正社員か正社員以外の労働者かにかかわらず進められるべきものでございますので、事業名を「パート・派遣労働者の雇用環境整備」から「多様な働き方を推進するための雇用環境整備」に変更いたしまして、その上で多様な働き方が本当に望ましい形で、望ましい方向で定着するように、その背景にあるものをきちんと書き抜くように努めました。

そのほか配偶者暴力の未然防止や、男女に応じた健康支援などについて、また、そのほ

かの点につきましても貴重なご意見がございましたので、それらのご意見をできる限り反映させるように努力いたしました。修正の具体的内容につきましては、事務局から説明をお願いいたします。私からは以上でございます。

福原会長 ありがとうございます。それでは、ただいま有手委員長のお話のように、中間のまとめ（案）の修正内容につきまして、事務局の説明をお願いします。

産形参事 それでは、中間のまとめ（案）につきまして、主な修正内容を説明させていただきます。皆様のお手元の資料、中間のまとめ（案）をご覧ください。

まず、1枚おめくりいただきまして、目次をご覧ください。目次の部分で1点、修正がございます。「第2部 行動計画に盛り込むべき事項」の1の(1)の になりますけれども、事項名を今までの「パート・派遣労働者の雇用環境整備」から「多様な働き方を推進するための雇用環境整備」に変更いたしました。「多様な働き方を推進するための雇用環境整備」は、正社員か正社員以外の労働者かにかかわらず、あらゆる労働者について必要なものでございますので、本文の記述内容に合わせ、事項名も変更いたしました。

次に、「第2部 行動計画に盛り込むべき事項」の部分でございますが、11ページをご覧ください。今の事項名の変更の部分でございますけれども、「多様な働き方を推進するための雇用環境整備」についてです。この部分につきましては、第4回総会で多くのご意見をいただきましたので、内容の大幅な追加・修正を行ってございます。パート・派遣労働の取扱いについてのご意見、また、パート・派遣労働を本当に望ましい形で多様な働き方の選択肢とするためには、まず処遇の悪いパートタイマーなどには女性が多いこと。また、現実には男性は仕事中心にならざるを得ず、仕事と家庭の両立を追求せざるを得ないのは女性という状況があること。また、税制や社会保障制度の問題があるために、パート労働をやむなく選択している場合もあること。また、若年者を中心に正社員以外の労働者が増え、雇用が不安定になっていることなど、背景にあるものをきちんと書き抜くべきであるのご意見などに基づきまして、11ページ、12ページの「現状・課題」の部分に大幅な追加・変更を行い、それに伴いまして、12ページから14ページの「基本的方向」、「都に求める取組の方向」、「都民・事業者に求められる行動」の記述も追加・修正をいたしました。

修正にあたりましては、女性を中心に、正社員以外の労働者が拡大している現状、社会保障制度の問題、また男性正社員に代表される正社員の働き方の問題、雇用環境が不安定

なパート・派遣労働者も多いこと、これらの現状・課題を明確にし、多様な働き方を本当に望ましい形で社会に定着させるために必要な条件、課題解決の方向性などを明らかにするようにしております。

次に、19ページをご覧ください。「社会・地域活動への参画促進」についてでございますが、地域・PTAなどの活動でトップにいなくとも、実際に活動しているのは女性が多く、男性の参加は一部に偏っているという現状についてのご意見がございましたので、「現状・課題」の丸の二つ目にその旨の記述を追加いたしました。

また、同じ19ページですが、村社会、地域社会の再生が必要とのご意見がございましたので、丸の三つ目の3行目の後ろの方ですけれども、地域社会が変化し、人々の心のふれあいや連帯感の低下が見られるという現状と、地域の活性化を図ることで、より生活しやすい豊かな地域社会をつくっていくことの必要性について記述を追加いたしました。

次に、24ページになります。「子育てに対する支援」についてでございますが、都心よりも村社会などを持っている地域のほうが出生率が高い。特に子育て支援の部分で村社会の再生が必要、また、地域での取組が必要などのご意見を踏まえまして、「現状・課題」の一番下の丸になりますけれども、地域社会における関係性の希薄化などにより、一人で子育てに悩んでいる親も多く存在するという現状と、もう少し下になりますけれども、身近な地域社会をより生活しやすい豊かなものにし、地域で親を支援することの必要性について記述を追加いたしました。

次の右側の25ページの真ん中になりますが、グラフの下の「都に求める取組の方向」の部分についてですが、子どもを生み育てたいという内発的な動機づけが大事であり、親になるための学習の視点を追加することが必要とのご意見を踏まえ、丸の一つ目に「親としての学びを促す」という表現を追加いたしました。

続きまして、29ページになります。29ページの第2章「人権が尊重される社会の形成」の初めの部分についてでございますが、男女平等は国際社会が協力して取り組んでいる課題であり、近年では人身取引等の問題も浮上しているので、基本的人権を尊重する視点で取り組むべきとのご意見をいただきましたので、冒頭の部分に「人権は、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利であり、性別、国籍、病気や障害などによる差別、偏見のない社会の実現が求められる」という記述にいたしました。

次に、30ページになります。「配偶者等からの暴力の防止」についてでございますけれ

ども、配偶者暴力防止のためには、加害者になる前の未然防止策が重要、未然防止教育を盛り込むべきであるとのご意見がございましたので、31ページの下のほうになりますが、「都に求める取組の方向」の丸の一つ目に「未然防止を含めた」という表現を追記いたしました。

次に、37ページ、「生涯を通じた健康支援」についてでございます。女性と男性とでは性ホルモンの動向が20代から60代まで全く異なっており、その違いにより男女それぞれ健康リスクが違ってくること。東京都では、乳がんは全国で最も多いのはもちろんのこと、性行動が早まっているために、子宮がん、とりわけ頸部がんが20代から30代にかけて上昇傾向にあること。また、不妊の原因や性感染症に関する知識の普及などについてご意見をいただきましたので、37ページから39ページにこれらの現状と課題、方向性についての記述を追加いたしました。また、医療関係者に対する取組についてもご意見がございましたので、39ページの下の方、「都民・事業者に求められる行動」の三つ目の丸になりますが、「医師、医療関係者は、性差に応じた健康支援や健康指導、母性保護等に十分な配慮が必要である」ことを追記いたしました。また、メンタルヘルスに関して、うつで自殺に至るのは男性のほうが多い。男性であることのプレッシャーをもっと詳しく書くべきであるとのご意見がございましたので、少し戻りますが、37ページの「現状・課題」丸六つ目に、この年代の男性の自殺の原因・動機は、他の年代に比べ、経済・生活問題が特に多くなっているという現実についての記述を追加するとともに、39ページの「都民・事業者に求められる行動」の丸四つ目に、「過重労働の削減に取り組むと共に、ストレスへの対処やうつなどのメンタルな病気の予防など」という記述を追加いたしました。

続きまして、42ページの「第3章 男女平等参画を推進する社会づくり」のところでございますが、第1章と第2・第3章との連携が薄い。また、ワークライフバランスについての記載が教育の部分にない。次世代に期待する意味でも、教育の中でも盛り込むべきである。そういうご意見がございましたので、42ページの冒頭の部分を「男女平等参画社会を実現するためには、男女が能力を十分に発揮でき、多様な生き方を選択できる柔軟な社会の仕組みづくりを進める、ワークライフバランスの取組が不可欠」であるとするとともに、43ページの「教育・学習の充実」の「現状・課題」丸三つ目の最後の部分に、「ワークライフバランスの観点を踏まえる」ことの大切さについての視点を追加いたしました。また、同じ「教育・学習の充実」についてですが、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦などを

見直す視点など、国の第2次基本計画の趣旨を踏まえた記述をするべきである。また、ジェンダーフリーが日本の文化を誤解する形で教育の中に広がるとすると、都が推進する日本の伝統文化教育にも反するので、その点も配慮するべきとのご意見がございましたので、43ページの丸五つ目になりますけれども、国の第2次男女共同参画基本計画を引用いたしまして、「ジェンダーフリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定すること」のないように配慮する、との記載を追加いたしました。また、ご意見のうち、行動計画を改定する際には、メリハリのあるこの答申を生かし、網羅的・総花的にならないようにするべきであるとのご意見につきましては、計画作成時にその旨きちんと配慮させていただきたいと考えております。

雑駁ではございますが、修正内容についての説明は以上でございます。

福原会長 ありがとうございます。皆様のおかげで50ページに及ぶ報告書ができました。長いからいいというものではありませんけれども、基本計画ですと、例えば前川リポートのように20ページにおさまるといようなものが理想でありますけれども、今回の場合には、その後のきめ細かいフォローをするということになりますので、このくらい詳しくてもいいのではないかと考えておりますし、今、産形参事の説明のように、これを網羅的にすべての方にお伝えするのではなくて、必要な部門に必要なものをここから抜き出してコミュニケーションするということができるというふうに考えております。

ここでご意見、ご質問があればお伺いしたいと思っておりますが、その前に、今日ご欠席になりました高橋重郷委員からご意見が届いております。そのことを事務局から説明をいたしまして、皆様のご意見を頂戴しようと思っております。

産形参事 高橋重郷委員から、「修正された中間のまとめ(案)では12ページにパートの問題をよく書き込んでおられ、危惧した点が補強されましたので、(案)に賛成いたします」とのご意見が届いております。以上でございます。

福原会長 以上、ご報告のとおりでございます。それでは、どうぞこの中間のまとめにつきまして、ご意見があればぜひ伺いたいと思っております。どなたからでもどうぞ。いかがでしょうか。

皆様のご意見は極力事務局で拾って文章の中に入れておりますし、先ほどお話ししたように、それを実際に現場で使うに当たっては、その部分を抜き出して使えるような配慮を



した報告書になっていると思いますが、もしご意見があればぜひ今のうちに伺いたいと思います。

もし、とりあえずご意見がなければ、まだ最後のまとめにはなっておりませんので、中間のまとめにつきましてはここで一旦ご了承いただくということで・・・。

山田委員 中間ですので余り細かいことにこだわるのも何かと思いますが、ちょっと気がついたところがありましたので。

福原会長 おっしゃってください。

山田委員 まず私の前回の意見を入れていただきましてどうもありがとうございます。大変よくまとまっていると思いました。それで、細かいところになりますが、13ページの4行目で「パートタイム・派遣労働者などが一律に低い労働条件、不安定な雇用環境に置かれることのないようにする必要があります」とあります。読み方によっては、一律でなければ低い労働条件になってもいい、と読めてしまうので、最終のまとめのときには注意する必要があるのではないかというのが第1点でございます。

あと第2点、29ページで「誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利」というところで、「性別、国籍、病気や障害」とありますが、もしよろしければ年齢も入れていただければと。年齢差別などに私も関わっておりますが、特に女性の再就職といった場合には、やはり年齢制限による差別が問題になることもありますので、もしよろしければ入れていただければと思います。

福原会長 ご指摘の点はその2点でございますか。

山田委員 はい。

福原会長 わかりました。では、13ページのところで、読み方によって間違っているとされる恐れがあるので、そこを文言的に修正したほうがいいのかどうかということでございます。これは検討いたしましょう。

それから、29ページに年齢を入れるということについては、これは確かにご指摘のとおり入れたほうがいいと思いますけれども、これも事務局と相談させてください。いずれにしても、これは中間まとめでございますので、12月の最終報告までにはまだ修正の余地がございますし、今からまだ期間がございますから、ご意見なりご指摘の点があれば、メールなりファックスなりで、事務局の方にお知らせをいただければ幸いです。

ほかにございませんでしょうか。それでは、ただいまのように、これから12月まで、ぎ

りぎりになっては困るのですが、11月中旬ぐらいまでには皆様のご意見、お気づきの点があったら、事務局にお知らせをいただくということによろしゅうございましょうか。

(「結構です」の声あり)

福原会長 ありがとうございます。それでは、「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」の中間のまとめ(案)を正式に報告書としてご決定をいただいて提出をしたいと存じておりますが、その点はいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

福原会長 ありがとうございます。それでは、東京都男女平等参画審議会の「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」の中間のまとめ(案)の「案」を取りまして決定させていただきます。皆様、ありがとうございました。

それでは、中間のまとめを、生活文化局長にお渡しするということになりますので、よろしく願いをいたします。

渡辺生活文化局長 どうもありがとうございました。

(「中間のまとめ」手交)

福原会長 それでは、生活文化局長から一言ご挨拶をいただけるということでございますので、よろしく願いいたします。

渡辺生活文化局長 生活文化局長の渡辺でございます。ただいま福原会長より「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」の中間のまとめを頂戴いたしました。

委員の皆様には、5月からほぼ毎月、しかも会議の多くは夜間の開催にもかかわらず、熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございました。また、起草委員の先生方におかれましては、お忙しい中、また限られた日程の中で中間のまとめの起草を行っていただきました。重ねて御礼申し上げます。

東京都では、平成14年1月に、東京都男女平等参画基本条例に基づく、初めての行動計画である「チャンス&サポート東京プラン2002」を策定し、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の促進、保育サービスの充実、配偶者暴力対策基本計画の策定など、都の施策のみならず、都民や事業者の皆様とも連携しながら計画を着実に推進してまいりました。しかしながら、今日、少子・高齢化の急速な進展や人口減少社会の到来の中で、これ

からの東京をより豊かで活力に満ちた都市としていくため、男女を問わず一人ひとりが社会の担い手として個性と能力を十分に発揮できる社会の実現がより一層求められているところでございます。こうした重要課題につきまして、委員の皆様からさまざまな分野で培われた幅広い知識とご経験に基づき貴重なご意見をいただき、本日の中間のまとめに結実してきたものと存じます。委員の皆様にご改めて御礼申し上げますとともに、最終答申をまとめていただくまで、大変恐縮ですが、さらなるお力添えをお願いしたいと存じます。

簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

福原会長 ありがとうございます。

それでは、冒頭に申し上げましたように、最終答申に向けて委員の皆様のご意見を伺いたいと思いますけれども、まず古賀委員に、新しく委員になったということも含めて、この中間のまとめをご覧になって、ご感想を一言お願いできますでしょうか。

古賀委員 冒頭ご紹介賜りました、都議会の方から今回皆様のお仲間に参画させていただきました古賀と申します。

私は、男女平等参画の都の施策に関連しましては、女性財団の評議員も務めさせていただきました。多少いろいろ関与してまいりました。団塊の世代の生まれでございますが、私なりの考え方をいろいろ持っているつもりでございますが、何せ新入生でございますので、これからは男性委員の一人として男らしく、しっかり最終答申のまとめまで皆様と一緒に審議に参加してまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

福原会長 ありがとうございます。それでは、ご出席の委員の皆様から、中間のまとめについてのご感想、あるいは今後に向けてのご提案がございましたら、ぜひここで伺いをしたいと思っております。どなたからでもいかがでございますでしょうか。

中山委員から、一言で結構ですから、何かご感想があれば、あるいはご意見があれば。

中山委員 私は、公務と重なったりしてなかなか出席できなくて大変申し訳なかったのですが、毎回資料は読ませていただきました。

とてもバランスよくまとまっていると思います。そしてまた、今回、ワークライフバランスの推進といったようなところが入ってきているということも、男女平等参画を現場で私ども、いろいろな地域のレベルで進めているときに、非常に重要な視点だなというふう感じております。

また、この中間のまとめについて都民意見を募集するとのことですので、やはり今後、中間のまとめについて多くの皆さんの意見をいただくことが非常に重要であると感じております。

以上でございます。

福原会長 ありがとうございます。その件については後ほどご説明いたします。

ほかに皆さん、いかがでございましょうか。一言ずつでもご意見、ご感想があれば。

福沢委員は起草委員会でおまとめいただいたこともありますので、ちょっと一言お願いしたいと思います。

福沢委員 私のほうは起草委員をさせていただきまして、こちらのスタッフの方に大変お世話になったのですが、今、中山委員が言ってくださったことはとてもありがたく思っております。私のほうから内容についていうことは今日は差し控えたいのですが、新任の古賀委員にちょっと伺ってもよろしいでしょうか。

先ほどご挨拶のときに、男らしくと言っていたのですが、もう少し詳しく、どのようにおやりになりたいのか。男らしさの中身を伺いたいと思ひまして、よろしかったらお願いいたします。

古賀委員 長いお話はできないと思ひましたので、私の思いのすべてを今こめて、申し上げたのですけれども、私は「ジェンダーフリー」という言葉にかねがね疑問を持ってまいりましたし、男性・女性の持っているそれぞれの特性を生かして、お互いに共に協力して励まし合っていく、そういう男女の社会がすばらしいというふうに思うのです。ですから、その特性を何か否定するような考え方というのは私はくみしなつもりでいまして、皆さんの中にはいろいろなお考えの方がいらっしゃると思ひますけれども、その立場でこれからも意見を言わせていただきたいと思います。

ですから、最近よく言われる「女性の社会参加」という言葉は、私は非常に不思議な言葉だというふうに思っているのです。女性の方が外に出て働くことが何か進んだ生き方のような考え方というのは、それも一つの価値としてももちろん認めておりますけれども、それがすべてではないというふうに思っています。それぞれの持ち場や立場、その置かれた状況の中で、地域や家庭の中でその力を存分に発揮されて社会に貢献される方もいらっしゃるし、何か社会参加ということで外に出ることだけが進歩的であるというような、そういう風潮がちょっと感じられることにはかねがね抵抗を感じているわけでして、そういう

意味で、それは男の人でももちろん同様のことが言えるわけでありますから、これから女性の方は女性らしくやっていただきたいと思ひますし、私は男性の持っている特性というものを議論の中で発揮できればいいなというふうに思っているのです。最近の男性はたくましくないと思ひますので、女性の方に負けないように議論したいというふうに思ひておひります。以上でございます。

福沢委員 しつこいようですが、女性の社会参加に対する疑問というふうに今おっしゃっていたと思うのですけれども、社会参加イコール外に出て働くことというふうに古賀委員はお考へのように思ひますが、多くの方は、社会参加というのは、例えば地域のことであったり、要するに社会に出るといふことがイコール賃労働に携わるといふ理解はしてないのではないかと思ひます。ですから、今おっしゃった古賀委員のお考へは女性の社会参加イコール外に出て賃労働というように解釈されているように思ひますが、世間一般の考へ方というものは必ずしもそうではないといふことをひとつご理解いただきたいといふことをお願ひしたいと思ひます。それからもう一つ、男らしさについて、例えばどのようなことが男らしいといふふうに考へていらっしゃるのか、もう一つ踏み込んで教えていただけると大変ありがたいのでございます。

古賀委員 言葉じりをとられるのではないかと警戒しているわけではありませぬけれども、男らしさといふのは、やはり自己犠牲を厭わない気持ちとか、公のために尽くす、そういう気持ちがまず考へられるといふふうに思ひます。違ひますか。

福沢委員 全くそのとおりだと思ひますけれども、では、女らしさはどうなのでございませぬか。

古賀委員 「らしさ」といふものについて、例えば私は議員を今やっていますけれども、議員らしさとか、お役人もいらっしゃいますからお役人らしさとか、「らしさ」といふ言葉にはそれなりのきちんと歴史の風雪に耐えてきた重みといふのがありますから、「らしさ」といふことが何か目の敵にされた一時期がありました。それに対する一つの反発の気持ちもありまして、男らしさ・女らしさは大切ではないですかといふことを私、機会があれば申し上げているわけで、その中で女らしさといふのは、やはり私たちが女性の持っている非常にしなやかな発想であるとか、順応性とか、家庭を支えたり、あるいは家の中心となつて社会を形成する共同体である最小の単位、家族の中の一番温かい存在である女性を見るときに、女性らしさといふのはいいなといふふうに思ひます。

福沢委員 よくわかりました。ありがとうございます。

古賀委員 大分準備されてこられたようで・・・。

福沢委員 とんでもないです。この場で初めて伺いまして、ぜひともと・・・。

福原会長 前段のジェンダーフリーというところは、一時、行き過ぎたジェンダーフリーの解釈がなされたことから、国がジェンダーフリーについての説明を加えましたので、ここでそれを引用させていただいております。

他にございませんでしょうか。

脇坂委員 起草委員としての感想をちょっと言わせていただきます。私は起草委員で、事務局の人とはかなり激論を交わして申し訳なく思っています。それはご容赦ください。今後もそうなるかもしれませんが。

先ほど山田先生から年齢のことを言われて、ああ、そうだったと。特に女性の再就職のことで、頭にはあったのですが、なかなかそこに気がつかなかったのです。もし最終答申に入れるとすれば、再チャレンジといいますが、女性のチャレンジのところ年齢差別禁止法、あるいは年齢制限を禁止するというに絡めた形の記述をするということになるのではないかと思います。そこが第1点。

もう一つ、気になっているところは、私はワークライフバランスの研究をずっとやっている者で、こんなにたくさん書いてもらってありがたいのですが、どこにもきちんとした言葉の定義が書いていないのです。一応「仕事と生活の調和」と書いてあるのですが、定義が書いていない。そこがずっと気にはなっていたのですが、例えばポジティブ・アクションは説明がきちんとして書いてある。仕事と生活の調和と言えど何となくわかってもらえるかもしれませんが、都民の方に向けてのものとしては、やはりちょっと不親切かなというのが実をいうと私は気になっていたのですが、なかなか言えなかったことがあります。それから、国際的にも確固とした定義はまだないのです。イギリスのどこが言っている、アメリカのどこが言っているというのがありますが、そういう事情もあってワークライフバランスの定義といいますが、説明をどこにも入れられなかったのです。その二つ、年齢のこととワークライフバランスの定義のことが私自身としては現在、非常に気になっているところです。

福原会長 ありがとうございます。年齢の件は検討して、どこの部分にか、今の山田委員、脇坂委員のご指摘のような心配がないように修正すべきだと思いますが、後の方のこ

とにつきましては、ワークライフバランスだけが定義がなかったのでしょうか。

脇坂委員 ないのはたくさんあるのですけれども、ただ、言葉が非常に多いものですから、そこが問題です。

福原会長 それでは、これについては、産形さん、いかがでしょう。今、国際的に通用する定義がないとおっしゃるわけですが、ここで定義がなくても、何を意味しているという解説を入れますか。

産形参事 5ページになりますけれども、4の「めざすべき男女平等参画社会の実現に向けて」の「(1)ワークライフバランスの推進」のところに書き込んであるかと思うのですが、これで不十分ということであれば・・・。

脇坂委員 そうですね。これでもいいのですけれども、ポジティブ・アクションはどこかに別にして書いてありましたね。だから、そういう形で書いたほうが親切かなという感じですが。ただ、文章としてだとこれでいいのですけれども、定義的に書くとなるとなかなかきちんとしたものがないんですね。だから、これをどこかまた書き直すとか、そういう手はあるかという感じがします。

福原会長 おわかりでしょうか。

産形参事 これは第6回が終わった後の起草委員会でご検討いただければと思います。

福原会長 ありがとうございます。

荒木委員 一つは、婚姻による差別といいますが、日本の場合は結婚をして専業主婦という独特な呼び方があるのですけれども、婚姻による差別とか、婚姻による問題というのが余り明確に語られていないような気がいたします。働き方の多様性と生き方の多様性というところで、いわゆる雇用者とならない働き方、生き方というのがあるわけですね。ですから、雇用されてお金を得ない人たちの働き方というのはどこに語られているのか。その人たちの税制とか制度などは一体どのようになっているかというところに切り込まないと、本来、男性と女性の多様な生き方、働き方ということには言及が難しいというふうに思います。ですから、パート・派遣、そして正社員というその違いもあると同時に、外でお金を得ていない人たちの働き方、そこを本当でしたらもう少し踏み込まないと、多様性に関してちょっと抜けているのではないかと思います。それが1点。

そしてもう一つ、「ジェンダーフリー」という言葉ですけれども、「フリー」という言葉を日本語でどう解釈するかが非常に難しいと思います。私、ヨーロッパの会議に出たと

きには、「フリー」という言葉よりも「ジェンダーニュートラル」という言葉の方がメインに使われたという記憶がございました。なぜかといいますと、「フリー」というのは「ない」ということを示す場合もあるので、ジェンダーというのは、生物学的な性がある限り二次的にどうしても発生せざるを得ないもの、いいものでも悪いものでもなく発生するもの、というように私は考えております。そういった発生するものに対して、非常に公正で中立的な立場をとることが重要であって、何も中性的になることを意味しているとは全く思われていないし、国際的にも中性的になることを意味してジェンダーフリー及びジェンダーニュートラルと考えている国は恐らくない。非常に日本に特徴的な、少し歪んだ考え方だと思います。ですから、こちらの中間のまとめに「ジェンダーフリー・・・」という文言がありましたけれども、ひな祭り等のカルチャーに属するものを否定するようなジェンダーの考え方というのは、国際社会から見てももともとないものだと思いますので、こちらにそのまま入れることがよろしいのかどうか。何というか、国際的な標準から言っておかしいというか、ちょっと恥ずかしいかなという気がいたしました。その2点でございます。

福原会長 ありがとうございます。前の方の雇用されていない人の働き方というのは確におっしゃるとおりなのですが、どの部分にどのように書き込んだらよろしいのでしょうか。それはまたお考えの上、ファクスでもいただければ検討させていただきます。

荒木委員 はい、わかりました。

福原会長 それから、「ジェンダーフリー」か「ジェンダーニュートラル」かということですが、これはもしかすると、日本語では「ジェンダーフリー」になっておりますので、「ジェンダーニュートラル」というと、ジェンダーから中立というふうにとらないで、ジェンダーでニュートラルというふうにとられてしまうと、これまたややこしくなることもあり得るので、この辺はどういうふうに書いたらいいかということをもう一遍ご相談したいと思います。

それから、ひな祭り等の例が書いてございますが、これは国際的でないというご指摘がありますが、これは東京都の報告書でありまして、このままOECDに出すというようなものではありませんので、この段階ではむしろこのような記述にさせていただいて、然るべきところに出すようなものについては、国際的に恥ずかしくないようなものに翻訳するというようなことを考えるべきだというふうに思っておりますが、いかがなものでしょうか。前の方については、私も事務局も多分わからないと思うのです。ですから、教えていただ



ければと思っております。

脇坂委員 いわゆる社会保険制度の問題と絡めて、専業主婦などについて、一応議論はかなりしたのです。ただ、そこを盛り込むのがどうかというと、分量的にかなり難しいのです。私は、それを東京都としては要求すべきだと思っています。例えば第3号被保険者の廃止などまで書くかどうか、そういうことを主張したのですけれども、全体として、今おっしゃったような専業主婦のことなど、いろいろなことがあると、ニュートラルな形にするためには、どういう社会保険制度が望ましいとか、そういう形で書き込むことはできるのですが、ちょっと長くなってしまいます。それほど深くはないのですが、かなり議論は起草委員会ではしたのですけれども。

福原会長 ありがとうございます。いろいろなご意見をいただきました。

山田委員 それに関連しては、やはり世の中の状況が多様化しているので、今までの制度では対応できない例が出てきているといったような書き方でやっていくのがいいのではないかと思っています。

例えば私の卒業生が専業主婦だったのですが、夫がサラリーマンからフリーランスに変わった途端に国民年金を払えと言ってきたと。自分は働いていない専業主婦なのに、夫がサラリーマンだったら払わなくてよくて、夫がフリーランスになったら払わなければいけないというのはおかしいのではないかと私に詰め寄りまして。厚生労働省では、自営業で2人で働いているか、雇用されているか、どちらかの家族しかこの世にはないことになっている、と私は答えたのですが。ただ、もちろん国の制度の問題ですので、どこまで踏み込めるかわかりませんが、そういう夫婦の働き方、本人の働き方も多様化しているときに、社会保障、社会福祉のあり方も公平なように考えるとといったところを中に盛り込んでいただければと思っております。

福原会長 確かに、世の中の状況というのが刻々と変わっていきますので、法律の枠組みではさばき切れなくなってしまうというのが今の一つの例でもわかると思います。それで、今おっしゃったように、東京都の審議会では、東京都に事業所をお持ち、あるいは住んでいらっしゃる方々に考えていただくべき問題であって、国の問題にまで踏み込むことはいかがかと思っておりますので、何らかの問題提起、例えばそれでは救い切れないことになっているというようなことを付け加えるかどうか、これは最終答申までに検討させていただきたいと存じております。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

宮本委員 例えば、2ページの下の「男女平等参画をめぐる現状認識」というところで「社会環境の変化」というところがありますが、その中の特に下3行分です。これは、最終答申のときにはもう少し書き込まれるということになっていて、その辺は定かではないのですが、このあたりのところで、先ほど古賀委員のご発言を聞きながら感じたことですが、例えば女性の特性とされたしなやかさとか順応性というようなものは、それとしての重要な価値なり意味があるのだというご指摘、仮にそれを正しいとしたとして、それが家族やその周辺の世界だけに必要とされているのかどうか、という問題があるわけで、そのあたりは社会環境の変化の問題だと思うのですが、社会環境自体が、この社会を維持していくために、男性だけでなく女性を、いわば社会の重要な資源として、参画を要請しているというような点について、もう少しこのところで書き込むといいのではないかという感じがいたします。

つまり、女性の長所としての特性が、家族やその周辺だけで発揮するようなことが許されるような時代状況ではない。もっと広い世界の中でその力を発揮することがこの21世紀型の社会を維持するためには必要だと思うのですが、今その点で見ていくと、そういう記述がないわけですね。産業界自体も、女性の労働を重要な資源として位置付けなければ成り立たないということを前提にして、今日も午前中に労働政策審議会の基本政策部会というのがありましたけれども、労働基本法の中に、女性の雇用をきちんと位置づけるという部分が全くない状態で今まで来たということで、それを位置づけるために、今、非常に短期間で作業をしようとしています。そういう時代状況の中で、女性の特性を家族領域だけで発揮するというようなことは現実的でないということがもう少しわかるような形で書き込む必要があるのではないかと思います。

福原会長 わかりました。2ページ下段の状況について、宮本委員から、もう少し詳しく書き込むか、あるいは現在の社会情勢の変化を踏まえて、その必要性のようなものを強調すべきではないかというお話でございました。これは最終答申までに考えさせていただきたいと存じます。

ほかにかがででしょうか。

馬場委員 私、43ページの「教育・学習の充実」というところで、先ほどからお話があるように、今までの固定的な役割分担、日本の伝統、それから生活上の慣習、家制度、そ

れから個人主義になってきたという状況、そういうことも含めて、「教育・学習」のところで、その歴史的な状況もきちんと踏まえる必要があると思います。これからの社会で、今ここに書かれているように、一人ひとりが主体的に自分で自分の生活・人生を選択し、責任を持つ。こういうふうになってきたのがどういう経過によるものなのかということ、やはり教育の中でわかってほしいと思うのです。当然、今、若い皆さんは、先輩の女性が権利を平等にするためにどんなに苦労してきたかということをつかれないというか、当たり前として享受する。もちろん、それはどの時代でもそうなのですが、そこをもう少しわかってほしいなど。何か自分の中でも矛盾しているのですけれども、ちょっとそんな感じがしています。

伝統文化は私もやっているのによくわかるのですが、日本の伝統文化の中で、自分がこれから日本の伝統文化をどのように位置づけて大事にしながら、自分の生き方をその中で決めていくか、社会の歴史的な動きの中であって、自分がどうするかという選択をしなければならないのであって、どうぞというふうにそう簡単に与えられるものではないのではないか。うまく言えないのですけれども、そんな感じがしています。ですから、教育のところで、なぜ多様化してきたかということには余り触れていませんが、今までの日本の男女平等を目指してきた、その過程が少し触れてもいいのかなと思っております。

福原会長 具体的にどのように表現したらよろしいでしょうか。お話はよくわかるのですが、ここに書き込むには、先ほどのお話と同じように文字数が増えてしまいますので、説明資料にそれが書かれるということはいいと思うのですが、この答申案そのものには、少し難しいかもしれません。

馬場委員 これから先ですね。

福原会長 ええ。でも、おっしゃることはわかりますので、事務局と相談させていただきたいと思います。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

渡辺委員 起草委員の先生方にお教えいただきたいのですけれども、何をお教えいただきたいかという、例えば税制度における寡婦控除のように、戦後の制度が、今でも制度の中にある。ところが、少子・高齢化の中、未婚の母も母親になっていくという時代状況であって、未婚の母も、離婚して母子家庭になった家庭も、手当関係では同じなのですが、税制度では実は依然として寡婦控除というのが脈々としてある。そうしたときに、

先ほどから議論のありました社会状況の変化を踏まえての制度の改革ということについて、国の制度ですから東京都にどのくらい言えるかというのはあるので、入れ切れるかどうか。先ほどからどこに入るのか考えているのですが、どうもうまく入らないので、ここの答申にはなじまないかもしれないのですが、このようなことについて、多様な生き方と制度のありようも含めての中でご議論があったかどうかお教えいただけたらと思います。具体的に市民の皆さんからたまたまそういうメールがあって、確かにまだ寡婦控除というのはこんなにあるんだなということを実感として感じているところがありましたので、お教えいただけたらと存じます。

福原会長 有手起草委員長から。

有手会長代理 今のご質問の点につきましては、議論をしました。それで、東京都知事に対する助言ということになった場合に、国の社会保障制度とか税制などを本当に改善しないと、問題が解決しない点がたくさんある。今度はそこに踏み込んでいくと、先ほどの第3号被保険者の問題もありますけれども、かなり議論がありまして、それだけでも何回か審議しなくてはいけない。そうすると、答申でどういう形で取りまとめるかということで、いろいろ議論する中で、最後に国に対する要望というような形で、東京都の審議会としては、国に対しても、こういうことについて男女平等参画を進めるために検討なり改善してほしいというものをまとめて形として残すかとか、そういう話をしているところですが、そこに入っていきますと、問題が複雑なものですから、かなり議論が必要になります。

それから、先ほど出ている働き方の問題につきましても、これまで我が国が進めてきた考え方は、主に企業に雇用される働き方を前提にしているということで、正社員か、あるいは正社員以外の労働者かというような形になっているのですが、現在、新しい労働政策としましては、それにとどまらず、個人の選択肢を増やしていくと同時に、新たな雇用・就業の場をどう創設するか。これは起業家が、労働力として新しい雇用形態を望むという場合もあるでしょうし、勤めるのではなくて、先ほど言われたように、フリーでいろいろな生き方をしたいというようなことで、そういう働く場を、あるいは、そこに働く人たちのいろいろな諸条件を整えてほしいというような多様な生き方を望む人も出てきているのではないかと、時代はかなり微妙に動いておりまして、一刀両断的に決めるようなことが非常に難しくなっているということがございます。起草委員会の中でも

いろいろな意見があるのですけれども、時間等の関係、全体のバランスの関係もあって、こういう中間のまとめになっております。これから都民の方とか各界各層の方からいろいろな意見をいただく中で、最終のまとめとして、どういう形で今おっしゃられた問題提起に応えていくか、こういったことは今後また議論が必要になるうかと思えます。問題意識は持っているのですけれども、問題の大きさになかなか明快な回答が出せなかったのが実情でございます。

福原会長 よろしゅうございましょうか。

渡辺委員 結構でございます。ありがとうございます。

福原会長 渡辺局長も熱心に聞いていただいておりますので、東京都と国の関係というのがまだまだ残された問題であるということをおわかりいただいて、今後、適切にその辺を国に対してアピールするようなことをしていただければありがたいというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

渡辺生活文化局長 国へのいろいろな働きかけというのは、東京都もさまざまな分野でやっておりますけれども、やはり働き方の問題は、先ほどご提起がありましたように、税制の問題が非常に大きな課題だと思います。これから都民意見を伺うとともに、起草委員会でもご検討いただいて、もしまとまるようであればそれをまとめていただいて、私もはそれを受けて、国にも働きかけをしていきたいと思えます。いずれにしても、結論が出たら適切に対応したいと思えます。

福原会長 ありがとうございます。そういうきっかけをつくっていただいたわけでございますので、これからまた今後ともよろしく願います。

いかがございましょう。中間のまとめを今日お渡ししたわけでございますけれども、これから先、パブリックコメントをいただいたり何かいたしますので、これからまだまだ修正をしたり、あるいは充実したりするという手順が残されているわけでございます。これから先、今後の検討に入りたいと思えますが、とりあえずここで今後の審議会の運営について事務局からご説明をいただこうと思えます。

産形参事 それでは、今後の審議会の予定についてご説明いたします。

本日ご決定いただきました中間のまとめにつきまして、明日10月25日から11月7日までの2週間、都民の皆様からのご意見の募集を行います。都民情報ルームでの閲覧や、生活文化局のホームページに中間のまとめ全文を掲載いたします。都民の皆様からお寄せいた

いただきましたご意見をもとに、11月の第6回の総会でご検討いただきまして、そのご議論を受けまして起草委員会で最終答申（案）を作成していただき、12月の第7回の総会で決定、知事への答申、このように予定しております。

以上でございます。

福原会長 ただいま説明を申し上げましたように、今日いただいたご意見も踏まえ、また今後寄せられます都民の皆様のご意見も踏まえ、それからまた、本日ここにご出席の委員の方々につきましても、先ほどお願いしましたとおり、11月中までには、具体的にどの部分をどういうふうに書き込めばよいというような修正案がございましたら、事務局にお寄せいただいて、それで検討の上、最終案に盛り込みたいというふうを考えております。あと、もし今日ご意見があれば伺いますが、いかがでしょうか。

それでは、ほぼご意見をいただきましたようでございますので、それから、今が最後ではございませんで、これから先、文章あるいはメール等で意見をご提出いただくことも結構でございますので、本日はこれで終了させていただきたいと思っております。事務局から今後の予定等につきまして説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

産形参事 それでは、第6回、第7回の総会の日時についてご連絡申し上げます。第6回の総会ですが、11月24日の金曜日、午後6時から8時で開催させていただきたいと思っております。第7回総会につきましては、12月22日の金曜日、午後6時から8時の予定でございます。両方とも夜間でございます恐縮でございますけれども、よろしくお願いいたします。場所などの詳細につきましては、また別途ご連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

福原会長 それでは、もう一度伺いますが、今日何か言い忘れたことはございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、少し時間は早めでございますが、これをもちまして東京都男女平等参画審議会の第5回総会を閉会させていただきまして、また11月24日にお目にかかりたいというふうに考えております。

長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。

午後7時10分閉会